

新潟市若者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域及び関係機関との連携の下、すべての若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、特に困難な状況を有する若者への継続的な相談並びに交流及び研さんの場を提供することによって、若者の社会的自立、職業的自立を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の主体は、新潟市とする。

2 事業の実施については、事業の一部又は全部を適切な事業運営ができると認められる事業者等に委託して行うことができる。

(実施場所)

第3条 事業の実施場所は、次に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
新潟市若者支援センター「オール」	新潟市中央区東万代町9番1号

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、15歳から39歳のすべての若者及びその家族（以下「若者等」とする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(事業内容)

第5条 事業内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 若者等を対象とした相談に関する事
- (2) 支援対象者が安心できる「居場所」に関する事
- (3) 若者の就労及び生活に係る自立支援に関する事
- (4) 若者支援協議会の事務局運営と地域ネットワークの構築に関する事
- (5) 当事者・家族・地域への啓発となる講演会や研修会の企画・開催に関する事
- (6) 事業の広報、周知、啓発活動に関する事
- (7) その他支援について必要な事項

2 事業の実施については、関係機関との連携を密にし、円滑かつ効果的に行うものとする。

(職員)

第6条 新潟市若者支援センターに相談員その他必要な職員を置く。

2 前項に掲げる者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(台帳等の整備)

第7条 相談を受けた若者等の基本的事項、相談内容および支援内容等を記載した台帳を整備するとともに、これを適切に管理するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。